

住民監査請求とは

地方自治法第242条の規定により、さいたま市民の方が、監査委員に対し、**市の財務に関する行為**について監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です。

制度の目的は、市民の請求とこれに基づく監査により、さいたま市の財政面の適正な運営確保と市民全体の利益を守ることです。

監査委員監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます。

外部監査人の監査は、**監査委員が必要と認めた場合に**、市長が、議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることとなります。

監査請求の対象となる事柄

監査請求をすることができるのは、市長、委員会、委員又は職員の違法又は不当な行為により、市に損害を発生させる行為で、具体的には次の行為についてです。

- 1 公金（さいたま市の管理に属する現金など）の支出
- 2 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- 3 契約（工事請負、購入など）の締結、履行
- 4 債務その他義務の負担（借入れなど）
- 5 公金の賦課・徴収を怠る事実
- 6 財産の管理を怠る事実

1から4までについては、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

なお、これらの行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合は、**正当な理由がない限り**請求することはできません。

（正当な理由）

- 1 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- 2 その行為を相当な注意力をもって調査しても、客観的にみて知ることができなかったといえること。
- 3 その行為を知ってから相当の期間内に監査請求をしていること。（相当の期間内がどのくらいの期間なのかは、それぞれの事案により異なります。）

1年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で、正当な理由の存在を説明していただく必要があります。

監査請求の方法

1 請求方法

書面の作成

請求の際に、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。

2 請求できる人

さいたま市内に住所を有する人

市内に所在する法人

3 請求書の記載例

さいたま市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

1 請求の要旨 (次の事項について記載してください。)

- ・ 誰が
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
- ・ その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

氏名 (自署)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

さいたま市監査委員 あて

※ 縦書きでも差し支えありません。

外部監査人による監査を求める場合の記載例

さいたま市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

- 1 請求の要旨 (次の事項について記載してください。)
 - ・ 誰が
 - ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか
 - ・ その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
 - ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
 - ・ どのような措置を請求するのか
- 2 監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由
 - ・ 個別外部監査によるべき理由をまとめて記載してください。
- 3 請求者
住所
氏名 (自署)

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

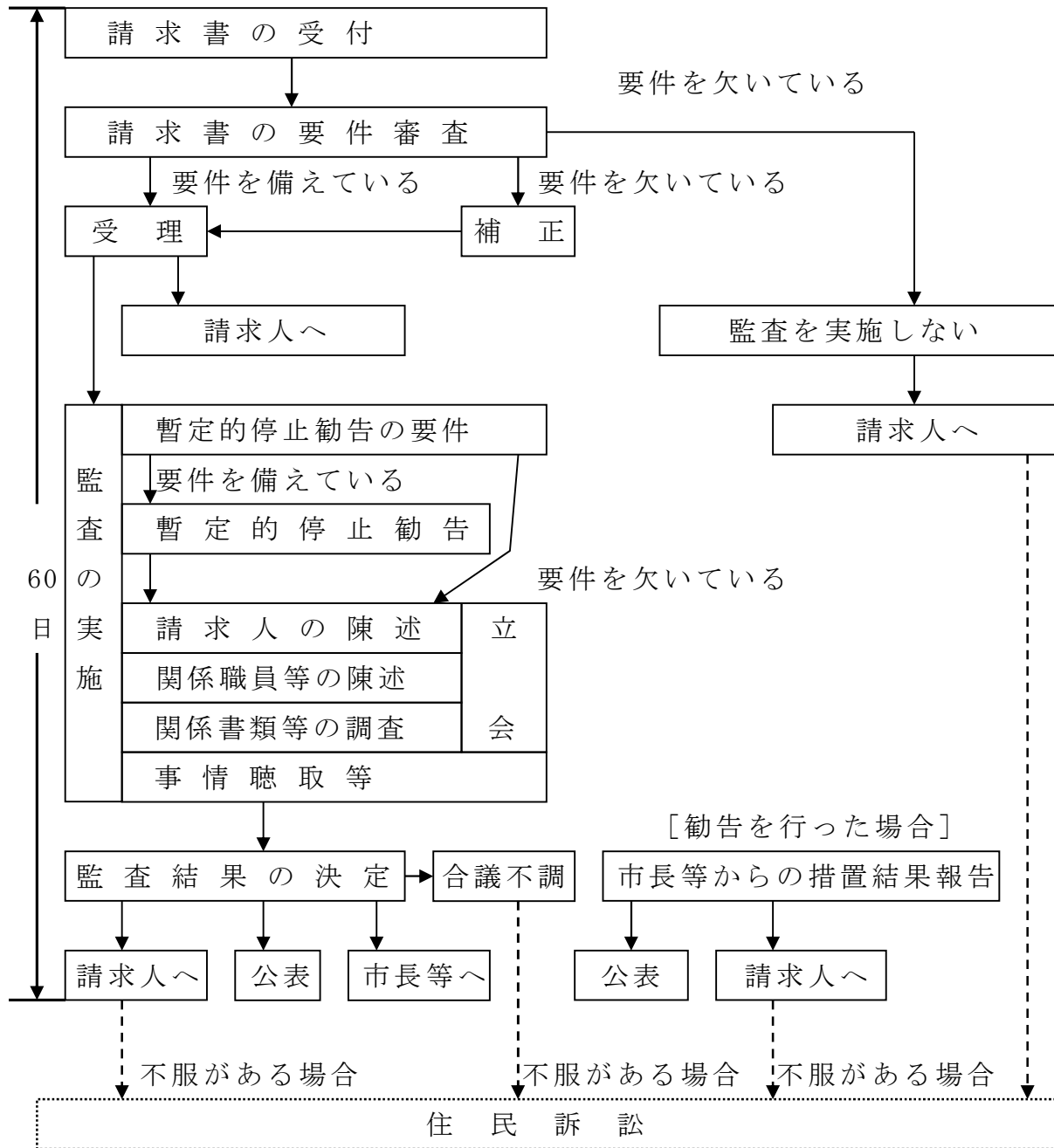
年 月 日

さいたま市監査委員 あて

※ 縦書きでも差し支えありません。

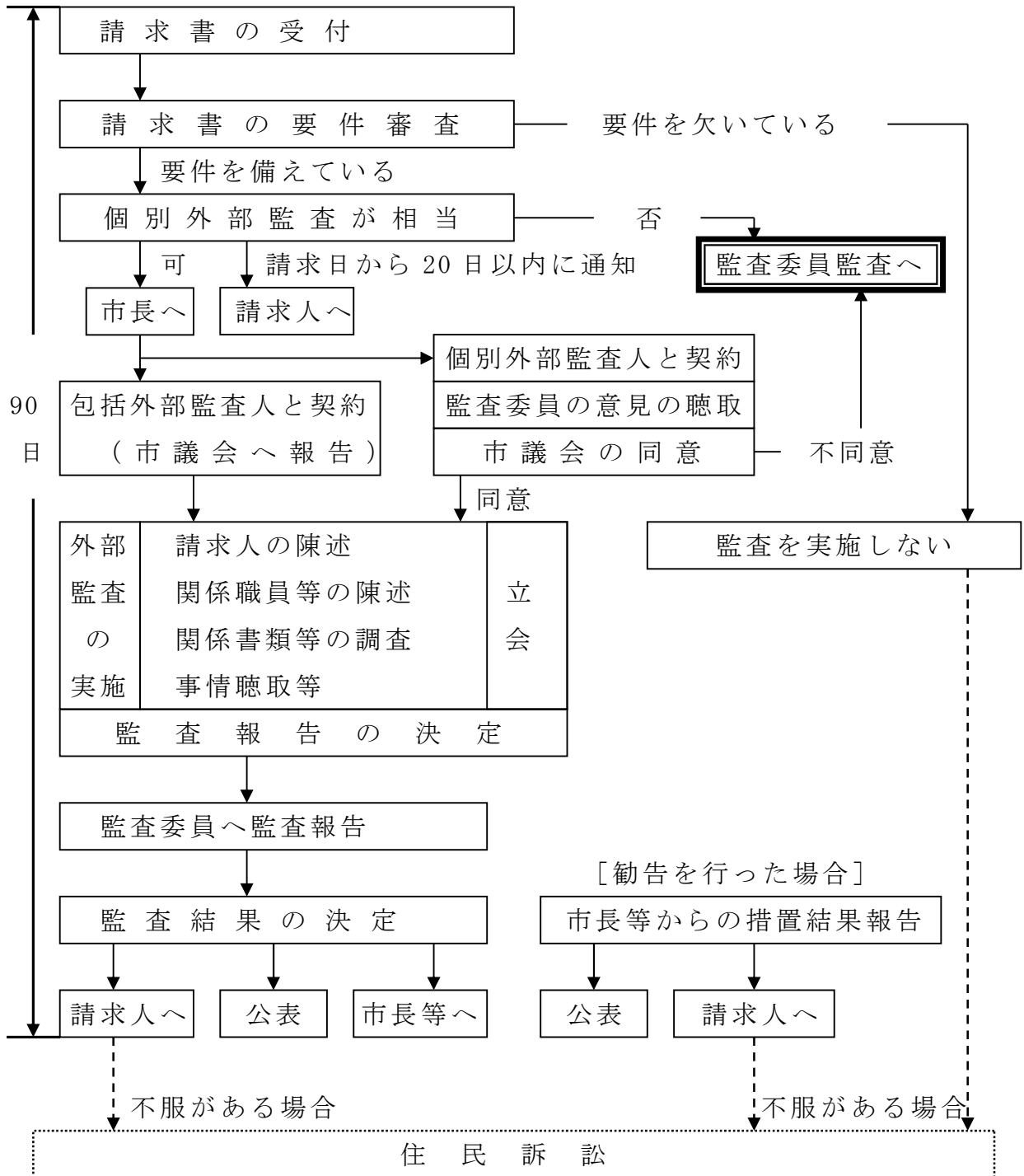
監査請求手続きの流れ

1 監査委員による監査の場合



- 1 要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
- 2 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。
- 3 住民訴訟については、出訴期間の定めがある。(地方自治法第 242 条の 2)

2 個別外部監査契約による監査の場合



- 1 要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
- 2 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。
- 3 住民訴訟については、出訴期間の定めがある。(地方自治法第242条の2)

監査請求書面の提出先・監査請求関係問合せ先

請求書は次の担当まで書面を提出するか、又は郵送してください。

担 当 さいたま市 監査事務局 監査課 総務係

電 話 048-829-1791

ファックス 048-829-1995

所 在 地 〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館2階

※ 請求書持参の際は、円滑にご対応させていただくため、事前にお電話でご連絡いただきますよう、ご協力をお願いします。

監査請求結果に不服があるとき

住民訴訟を提起して争うことができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

- 1 監査結果に不服がある場合
監査の結果通知を受け取ってから30日以内
- 2 勧告に対する執行機関の措置に不服がある場合
措置結果の通知を受け取ってから30日以内
- 3 勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合
措置期限の日から30日以内
- 4 請求の日から60日又は90日（個別外部監査人による監査）以内に監査結果の通知がない場合
60日または90日（個別外部監査人による監査）を経過した日から30日以内
- 5 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合
却下の通知を受け取ってから30日以内